

防災かわら版

問合せ先 防災安全課防災係 ☎ 36 4 1 4 5



安心・安全のために
自分でできること

今月号では、皆さまのお役に立つ、様々な防災に関する補助制度を紹介します。

購入・工事前に申請を！

器具の費用補助や整備補助

などがありますが、**全て購入・工事の前に申請が必要**になりますのでご注意ください。

防災用ヘルメット
ライフジャケットの
購入補助

補助対象者

市内に住民登録のある方

※1人につきそれぞれ1回に限り
ます(ただし、6歳未満の方が成長に合わせて買い替える場合は3回まで、12歳未満の場合は2回まで補助対象となります)。

補助額

購入するもの1つにつき
2,000円以内



住宅の家具固定費用補助

対象者

①市内に住民登録のある方
②転倒防止器具を取り付ける住宅、併用住宅の所有者又は居住者

※併用住宅とは、事務所や店舗と住宅を兼ねているもの

補助対象経費

・対象者が、自ら家具等の転倒防止器具を取り付ける場合の購入費

・対象者が、家具等の転倒防止器具の取付けを事業者に

依頼する場合の事業費(転倒防止器具の購入費を含む)。

		器具の効果				
		小	ポール式	L型金具(スライド式)	L型金具(上向き取付け)	L型金具(下向き取付け)
使用条件		ストッパー式	ポール式	L型金具(スライド式)	L型金具(上向き取付け)	L型金具(下向き取付け)
単独使用		マット式	ポール式	ベルト式 チェーン式	プレート式	家具、壁面や器具に十分な強度が必要
組合せ使用			ポール式 マット式	ポール式 ストッパー式		

～家具等転倒防止器具の一例と効果～

補助対象経費の2分の1以内の額(補助額の1,000円未満は切り捨て)

※平成30年度までは10分の10の補助が出ます。

補助上限額

・自分で転倒防止器具を取り付ける場合

購入費 10,000円

・転倒防止器具の取付けを事業者

に依頼する場合
事業費 20,000円(ただし、転倒防止器具の費用として10,000円、取付け費用として10,000円)

耐震シেলターの整備補助

対象者

①市内に住民登録のある方
②耐震シেলターを整備しようとする住宅、併用住宅の所有者又は居住者
③申請者本人及び世帯員全員が市税を滞納していないこと



補助対象

①市内にある昭和56年5月31日以前に建てられた2階建て以下の「木造住宅」

②耐震診断を受けて、上部構造評点が1.0未満のもの

③耐震補強工事を行っていない住宅に整備するもの

補助対象経費

①耐震シエルター本体の購入費
②耐震シেলターの設置に要

する経費

※設置のための床下工事、その他の附帯工事を除く。

防災ラジオの購入

販売価格

市内に住民登録のある

個人又は事業所

それ以外
6,600円
1,500円

防災安全課の窓口で購入することができません(防災ラジオ購入は事前申請の必要はありません)。

認め印と身分証明書をお持ちの上、防災安全課の窓口へお越しください(二戸につき何台でも購入可能)。



※それぞれの申請書は市のホームページ又は防災安全課の窓口で配布しています。